

齋庭(ゆにわ)規約

(名称)

第1条 本会は坪内区の里山を再生するための会で名称を齋庭と称す。

(所在地)

第2条 本会は、奈良県吉野郡天川村坪内107番地 天河神社に置く。

(目的)

第3条 本会の目的は、紀伊半島豪雨災害、寺峯地滑り災害等に直面しながらも、自然災害と向き合い困難を乗り越えてきた坪内地区民が里山を再生し、自然環境と対話しながら今後の100年先を見据えた景観を整備していく。

鎮守の杜 琵琶山 天河神社が鎮座する壺中天の故事から名付けられた坪内の里を囲む山々(八つの杜)を、四季折々の樹木で人の心がなごむ齋庭(神を祀るために 祓い清められた所)となるように植樹し環境整備に務め、さらに村外者が定住を思いえがくような里づくりを進める事を目的とする。

(構成員)

第4条 本会の構成員は、本会の活動に賛同し、年会費を納める者とする。

(会費)

第5条 構成員の会費1万円とする。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

代 表 2名
事務局 1名
会 計 1名
監 事 2名
顧 問 数名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次の通りとする。

代表は、本会の活動全般をつかさどる。
事務局は、本会の事務全般をつかさどる。
会計は、本会の会計をつかさどる。
監事は、本会の会計を監査する。
顧問は、本会の活動等について助言する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とし、再任は妨げない。

(運営)

第9条 総会は年1回開催し、役員の仕事、年間事業計画及び報告、会計報告、予算について審議する。
その他、必要に応じて会合を開催する。

(運営費)

第10条 運営費は会費、補助金、募金等をもってあてる。

(変更)

第11条 この規約は、総会において、出席者の過半数以上の承認があれば変更できる。

付則 本会則は、2020(令和2)年6月11日から適用する。